号外第八十二号

平成二十年八月曜日)

目 次

規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則...... 青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則...... (税 務

。 みこ ら い

課も

껃띡

課 :

則

規

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年九月二十九日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

青森県規則第三十八号

青森県県税条例施行規則の一部を改正する規則

ように改正する。 青森県県税条例施行規則 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) の一部を次の

第四条第八号及び様式目次中「法人事業税」の下に「、地方法人特別税」を加える。 第九号様式を次のように改める。 第二号様式のその一の (裏) 中「半72%」を「半72%の2」に改める。

(1) 平成20年9月29日 月曜日

第9号様式 (第4条関係)

法 \mathbb{H} 稅 • 法 人事業 税 • 去 力 茶 人特 罗 杭 浬 \mathbb{H} 夬 定 (加 緷 ₩ 決

H						1		(1
		十号で来らなく事業的を上記に係る妻大楽人群里都督				水 本 中	費		重日学の6つでは、後代の重な。こと2月20天命ラッテムの活動を合いてがたを共す。	
∄ ∄		重加算金対象所得上記では2年1年14月					福田	m	分、処分の勢行又は半続の続行により生する著しご被害を避けるため緊急の必要があるよう。※のの毒数次節ないことにつき用当なは、3~のも数次のもないには、10m~はも出す。日本はよりは、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でくられば、4~でもありません。	
								<u> </u>	た後でなければ発起することができないこととはれていますが、 ○審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処	
9	+83	法人事業税・地方法人特別税の納付すべき税額等 ② 十③ 十② 十②		-28 -29 30	20 -	뤗	党	_	(科学)/教育の7代名の名がます。) 信風することができます。 分は、処分の販売しの群さば、前近の海南語求に対する表状を箱すがはは、江江には、10年間によればする表状を箱	
8	4	重 加 算 金		Ą 29	法人特別税額の控除額	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額			つうがどうなにつらくうらばくに、四月の作用によって、9歳での治療が付れての数日からは、11人6月以内にはか後右とした「小婆はなけれての数日からは、11人6月以内によりは、11人6月には、	
82	4	不申告加算金		28	人特別税額の控除額	仮装経理に基づく地方法人	_		ができます。	
				25 + 26 27		合計地方法人特別税額		<u> </u>	◎ この処分に不服がある場合には、この更正・決定書を受け取した日の夢日から起賃して60日以内に知事に対して帰者請求をすること	
	対象税額	過少申告加算金 うち加重対象				以入割に係る地方法人特別脱額の	- 大型 表			
(4)						新帯IIご係る地方法人特別脱額 @	-	<u></u>	算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。	_
金額		区 分 算定の基礎となる税額		-22 - 23 24	20 -	51	差		日米演ぶののとはは、たの海教人は主義を引り着へます。また、昇田した追游金鑑に100日未満の指数があるともはその指数を引り拾れ、	_
特别税	税・地方法人	法人事業利		23	税額の控除額	.税条約の実施に係る事業税額の控除額	額 租移		(くつい) デライ通信 地気やボギウ (WIT) ひもつがらず でもだっ (MIT) 000円未満の超数があるとめ、又は全種が2,000円 (HIT) (MIT)	_
				22	の控除額	仮装経理に基づく事業税額の控除額	佐 仮装		手房の基準割引率に年4ペーセントの割合を加算した割合))の割合を購じた当論、も足典へ絡め信仰」と紹介しなければならます。	_
年 月 日		指 定 納 期 限		- (19 + 20) 2D	(D)+(B)+	計事業税額	整合		定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年1.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業	_
		43 + 44					不業収		の十級15年1月1日の家の利用であっては、三家利用の属りの1十の用年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規	
	€	法人県民税の納付すべき税額				本 割 ⑩	宣言		を経過する日末での夢問についたは、年7.3ペーセント(当家夢問のうな経過する日末での夢問についたは、年2.3ペーセント(当家夢問のうな)を1.5年1.3ペーセント(当家夢問のうな)	_
		⊕ - ⊕ ⊕				加価値割 ®	中		たの期間の日数に応じ、差引不足税額に年14.6パーセント(ただし、法定塗期限の翌日から1の参引不足税額の指定後期限の翌日から1月	_
9++		納付すべき均等割額				軽減税率不適用法人の金額	<u>₽</u>		差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日ま	_
		Ø − Ø					拉图	Ž		_
付すべき税額等の合計額		納付すべき法人税割額					Ť	ıL	地域県民局長	
この更正・決定により納	(C) — (II)	走 51 適 个 足 很					当			
	(a) (b)	# #					ļ	1	年月日	
		地		6	方法人特别	している強 (B)	内部位の循环	1/2		
₩	(E)	54 四年 350 元升		Œ)	法 人 事 業 税	ア) Z #E (D)	a - 4 4 - a			
		-37-38-39-40+40 42		-(12)-(13) (14)	-W	16	差		青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。	
(b)) (O			I G	法人特別税額の控除額	6条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額	別 租税		納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、	
		過大である場合の納付額 ④		12	人特別税額の控除額	班			の規定により、更正・決定したから通知します。	
		割 既還付請求利子割額が		9+00 0		合計地方法人特別税額		<u></u>	地方税法、地方法人特別税等に関する暫定措置法及び青森県県税条例	
		法人税割額の控除額 ⑩				収入割に係る地方法人特別脱額 ⑩	5 七 -			
		租税条約の実施に係る				所得机に係る地方法人特別脱額③		7		
		台上 型 徵 乙 有 來 徵 ◎		-6-7 8	<u> </u>	-51	差		禁	
		党 生 7 世 緒 6 丰 琴 緒		(3)	税額の控除額	租税条約の実施に係る事業税額の控除額	決 租移	F%		
		法人税割額の控除額 ®				HX				
		仮装築単ご基んへ		-3+4 5	①+②+	計事業税額	党 合言			
		額の控除額の				入 割 ④	業収			
		人 外国の法人税等の				本 割 ③				
		\$ × \$ \$				加価値割 ②	4	-	月日一分十八十八十八十八十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	併
		法人税割额				軽減税率不適用法人の金額	>		÷ 人税処理 年 月 日 ■ 東下 浄宗 修正 確定	拼
						파	東策	\.m	月日一分日間	併
		法							日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	-#
		又は個別帰属法人税額 39					型		期限 年月日 巻 期	7 答
多日の11年の日本の日本の11年日の11年日の11年日の11年日の11年日の11年	F A	無レなる洋 / 哲			171 171 H	,,	_ _ [:	 		67 h
開後も権行し、必然(D)	举 (C)	X X	群 額	批	溥 潍 類	☆	XI.	_	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	#
党	県民	法		、特別税	• 地方法人	法人事業税		ノ っ		lel.

第十三号様式のその一を次のように改める。

その1 (法人の県民税及び事業税

法人県民税·法人事業税·地方法人特別税督促状

画	#	延		税額		×	法 定 納	申告区分	,
加算	告加算	蒂	地方法	法人	法人		期限		
金	金	金	地方法人特別税	事業税	県 民 税	分	年	事業年度	年 度
		许					Д п	年 年 月	徴収番号
		律に				*		日から日まで	1
		定め					納付すべき期限	申 年 月	
		る 金				額	限 年	告 年	
П	田	會	田	田	田		月日	月日	

上記の金額が滞納になつていますので、速やかに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。

地域県民局長

手 月 日発付

右面をよくお読みください。

この督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとは、財産の差押処分を受けることになります。

蔟

延滞金は、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額に年14.6パーセント(ただし、この税額の納付すべき期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算します。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

督促について不服がある場合

この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この督促の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に県を被告として(知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

この督促状の到達前に納められている場合は、行き違いですので、ご了承くだ;い。

別表

附

則

- 1 〔裏) の改正規定は、公布の日から施行する。 この規則は、平成二十年十月一日から施行する。 ただし、第二号様式のその一の
- 2 法人事業税更正 (決定) 書の用紙及び同規則第十三号様式のその一の規定により調 製した督促状の用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することがで 改正前の青森県県税条例施行規則第九号様式の規定により調製した法人県民税

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十年九月二十九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

3

青森県規則第三十九号

報

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

県

森

のように改正する 青森県児童福祉法施行細則 (昭和六十二年三月青森県規則第二十五号) の一部を次

○○一円」を「六○、○○一円」に改める 期間」に改め、同項の表中「一二〇、〇〇〇円」を「六〇、 第十八条第五項中「入所措置」を「児童等入所措置」に、 000円」に、 「入所期間」 を「入所の

青

別表第一の備考一の5中「いう。以下」の下に「5及び6において」を加える。

		第二中		
一回〇、	四八〇〇	ÓÓ VΞ	<u>ó</u> ó	- Q
四0、00 円以上	000円以上	000円以下	000円以下	一〇、〇〇〇円以下
		を		_
七、、	七四()、	四一〇五	— 五五	五
七、〇〇一円以上	000円以下	四〇、〇〇〇円以下	000円以下	五、〇〇〇円以下
		に 改 め、		

2において同じ。 同表の備考一の2中「とは、決定期日」の下に「 (第八条第一項の期日をいう。)」を加え、「、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得 以下

> 十一条の十九の三第一項」に改める。 の二」を「から第三項まで、第四十一条の二、第四十一条の十九の二第一項及び第四 税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、 「及び第二項並びに第四十一条

この規則は、平成二十年十月一日から施行する。

2

1

- の額について適用し、施行日前に開始された乳児院への児童等入所措置に係る入所 という。) 第十八条第二項に規定する入所等徴収金 (以下「入所等徴収金」という。) 第五項の規定は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後に開始され 等徴収金の額については、なお従前の例による。 る乳児院への児童等入所措置に係る青森県児童福祉法施行細則 (以下「施行細則」 改正後の青森県児童福祉法施行細則 (以下「改正後の規則」という。) 第十八条
- 患医療の給付に係る特定慢性疾患医療納入金の額については、なお従前の例による。 疾患医療納入金」という。) の額について適用し、 に係る施行細則第八条第二項に規定する特定慢性疾患医療納入金(以下「特定慢性 改正後の規則別表第二の規定は、施行日以後に行われる特定慢性疾患医療の給付 施行日前に行われた特定慢性疾

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

定価小口一枚二付十五円一

銭